

# 令和4年度 事業承継・事業継続力強化支援事業実施業務 業務委託仕様書

## 1 件名

令和4年度 事業承継・事業継続力強化支援事業実施業務

## 2 目的

中小企業経営者の高齢化の進行や近年の災害の頻発化・激甚化、新型コロナウイルス感染症の拡大による経営資源（人材・モノ・資産）の調達困難など、市内中小企業の事業継続に関するリスクが増大している。事業承継と事業継続力強化は「企業活動の継続支援」という意味では同じであり、国においても、令和元年7月に「中小企業強靱化法」が施行され、両事業を一体的に支援する法改正が行われたところである。

本市においては、平成29年12月に、川崎商工会議所、川崎信用金庫、川崎市産業振興財団、川崎市の4者で「中小企業者の事業承継に関する協定」を締結し（以下、「4者協議会」という。）、啓発セミナーや個別相談会等による事業承継支援を実施してきたが、支援対象者の掘り起こしや、支援対象者の段階に応じた支援メニューの整備といった課題に対応するため、本事業により、市内中小企業の事業承継の促進と事業継続計画（BCP）策定を一体的に支援することで、本市産業の強靱化に繋げる。

## 3 履行期間

令和4年4月1日から令和5年3月31日まで

## 4 履行場所

川崎市内 他

## 5 本事業の支援対象者

次の要件を満たす中小企業とする。

- (1) 市内に本社又は主たる工場を有していること。
- (2) 中小企業基本法(昭和38年法律第154号)第2条第1項に規定する中小企業者であること。  
(個人事業主を含む)
- (3) 事業承継又は事業継続力強化の支援を必要とする者であること。

## 6 業務内容

- (1) 事業の広報物作成及び周知活動等

下記内容について広報物を作成し、周知活動を行うこと。

ア 事業全体のチラシ

- ・2面構成（A4両面）カラー 2,000部
- ・下記イ～オの他、必要に応じ、関連事業の取組も掲載すること

イ 事業承継・事業継続力強化支援に関する導入セミナー

- ・2面構成（A4両面）カラー 各1,000部
- ・セミナー毎に作成すること

ウ 専門家派遣

- ・2面構成（A4両面）カラー 4,000部

- ・年間を通じて使用すること
  - エ 後継者育成講座
    - ・2面構成（A4両面）カラー 1,000部
  - オ BCP策定講座
    - ・2面構成（A4両面）カラー 1,000部
- (2) 事業承継・事業継続力強化支援に関する導入セミナーの開催
- ア 開催は年3回以上とする。
  - イ 3回のうち、1回以上はオンラインによる開催又はオンラインを併用した開催とすること。
  - ウ 3回のうち、1回は第三者承継に関する内容にて開催すること
  - エ 定員は20名～40名程度とする。
  - オ 市内企業への周知、集客、参加者受付、会場手配、会場料金・備品・講師謝礼支払等について対応すること。
  - カ 市との協力の下、確実な集客を図ること。
  - キ 開催時期、開催場所、開催回数、内容、講師、開催方法（対面又はオンライン）等については市と協議の上で決定すること。
- (3) 専門家派遣
- ア 事業承継及び事業継続力強化の2つのメニューを設けること。  
なお、本事業の専門家派遣は、自社の事業承継又は事業継続力強化に関する助言についてのみ利用可能とする。
  - イ 同一企業に対して、3回まで企業の費用負担なしで派遣可能とする。  
なお、令和2・3年度において、本事業の専門家派遣を利用している企業については、次の①及び②のとおり取り扱うものとする。
    - ① 事業承継／事業継続力強化のうち、同一メニューを利用する場合は、令和2年度から令和4年度までを合計して3回まで利用できる。  
(例) 令和2年度において、事業承継の専門家派遣を2回利用している企業が、令和4年度に事業承継の専門家派遣を希望する場合、1回のみ利用できる。
    - ② 事業承継／事業継続力強化のうち、別メニューを利用する場合は、各メニューで3回まで利用できる。  
(例) 令和3年度において、事業承継の専門家派遣を3回利用している企業が、令和4年度に事業継続力強化の専門家派遣を希望する場合、3回まで利用できる。
  - ウ 申込や問合せがあった企業に電話等によるヒアリングを行い、企業の現状やニーズに沿った専門家を派遣すること。
  - エ 市内企業への周知、派遣を希望する企業と専門家との調整、専門家への謝礼支払等について対応すること。
  - オ 全体の派遣可能回数については、年間60回以上とすること。
  - カ 専門家への謝礼単価、全体の派遣可能回数（1社3回×20社＝60回等）、専門家の資格要件、オンライン対応の可否等については市と協議の上で決定すること。
- (4) 後継者育成講座の開催
- ア 開催は年1回とし、6回以上の連続講座とする。
  - イ 定員は20名程度とする。
  - ウ 講座の中の数回を用いて、BCPに関する内容を取り上げ、当講座内で自社のBCP策定に向けた支援を行うこと。

- エ 市内企業への周知、参加者受付、会場手配、会場料金・備品・講師謝礼支払等について対応すること。
- オ 参加費用について、令和3年度の費用（20,000円）を考慮し、適切な金額を設定すること。
- カ 市との協力の下、確実な集客を図ること。
- キ 開催時期、開催場所、開催回数、内容、講師、開催方法（対面又はオンライン）等については市と協議の上で決定すること。

(5) BCP策定講座

- ア 開催は年1回とする。
- イ 定員は20名～40名程度とする。
- ウ 市内企業への周知、参加者受付、会場手配、会場料金・備品・講師謝礼支払等について対応すること。
- エ 市との協力の下、確実な集客を図ること。
- オ 内容については、下記いずれかの水準を求めることとする。
  - ① 講座の参加により、参加企業のBCPの基礎部分（中核事業、重要事業等）を完成できること。
  - ② 講座の参加により、参加企業の事業継続力強化計画を完成できること。
- カ 様々な業種の企業のBCP策定支援に対応できるよう、講師は中小企業のBCP策定支援について豊富な経験を有する者を設定すること。
- キ 開催時期、開催場所、開催回数、内容、講師、開催方法（対面又はオンライン）等については市と協議の上で決定すること。

(6) コーディネーターの設置

コーディネーターは、事業承継・事業継続力強化に豊富な見識を有する者とし、事業承継・事業継続力強化に関する広範な相談に対応するほか、主として、下記業務を行うものとする。なお、予算の範囲内において業務をサポートするスタッフを配置することができる。

ア 市内企業への個別アプローチ

本市が、過去に実施した事業承継及び事業継続力強化に関するアンケート調査結果及び別事業により実施を予定している市内休廃業企業分析調査の結果を活用し、支援対象企業の掘り起こしを行い、導入セミナー、専門家派遣、後継者育成講座、BCP策定講座等の具体的支援策に繋がるよう個別アプローチを行うこと。

イ 恒常的な業務

- ① 事業承継・事業継続力強化に関する相談対応（電話、メール、対面等、状況に応じた対応を行うこと）
- ② 適切な支援策、支援機関（※1）の紹介
- ③ 専門家派遣に関する調整、派遣
- ④ 支援対象者を次の段階へ進める支援（※2）
- ⑤ 報告書の作成
- ⑥ 4者協議会との情報共有

※1 支援機関とは、4者協議会、よろず支援拠点、神奈川県事業承継・引継ぎ支援センター、顧問税理士、金融機関等、事業承継・事業継続力強化を支援する機関を指す。

※2 支援対象者を次の段階へ進める支援とは、事業承継の進行段階を下記のとおり分けた際に、本事業の支援前に【第1段階】にあった企業を【第2段階】へ進める、【第2段階】に

あった企業を【第3段階】へ進める、といった支援を指す。

【第1段階】 事業承継に向けた準備の必要性の認識

【第2段階】 経営状況・経営課題・自社の強み等の把握（見える化）

【第3段階】 経営改善（磨き上げ）・後継者の決定

【第4段階】 事業承継計画の策定・後継者の育成

【第5段階】 事業承継の実行

ウ コーディネーターに求められる知識・経験

- ① 事業承継・事業継続力強化に関する深い知識、経験を有すること
- ② 専門家や支援機関とのネットワークを有すること

エ 配置に関する事項

- ① 配置日  
月曜から金曜日まで（祝日及び12月29日から1月3日までを除く）
- ② 配置時間  
9時から17時まで（休憩時間中に不在にすること等は可とする。）
- ③ 配置人数  
1人以上常駐

(7) 次年度に向けた事業提案・業務引継ぎ

ア 当該年度の事業実施結果に基づき、事業内容の振り返り、次年度に向けた効果的な事業提案を行うこと。

イ 次年度の受託事業者又は事業体制が変更となった場合等市が必要とした際には、次年度の支援に必要なデータ（支援が完了していない専門家派遣の記録等）について、市へ全てのデータを提出し、円滑な業務引継ぎを行うこと。

## 7 その他

(1) 下記について、それぞれ報告書を作成し提出すること。

ア セミナーの参加者名簿、アンケート集計表

イ 専門家派遣の実施報告書

ウ 後継者育成講座の参加者名簿、成果物、アンケート集計表

エ BCP策定講座の参加者名簿、アンケート集計表

オ 本事業の実施により達成された成果創出の結果

(2) 業務完了後、全体の報告書を作成し提出すること。

(3) 事業の実施にあたり、事業承継・事業継続力強化支援に関して専門的知見を持つ人材を有する者を配置すること。

(4) 対面対応を行う取組については、パーテーションやフェイスシールドの使用、消毒液の設置、入場時の検温等、十分な感染症対策を講じること。

(5) 当該業務にかかる一切の費用は、契約金額に含むものとする。

(6) その他、仕様書に定めのない事項については、別途協議の上で決定する。